

令和8年 第7回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和8年 5月18日 午前9時00分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和8年 第7回 教育委員会会議 議事

○議 案

- 議案第13号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について  
..... P3/95
- 議案第14号 四日市市社会教育委員の委嘱について ..... P7/95
- 議案第15号 四日市市図書館協議会委員の任命について ..... P12/95
- 議案第16号 四日市市立博物館協議会委員の任命について ..... P18/95
- 議案第17号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について  
..... P22/95
- 議案第18号 四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について .. P26/95
- 議案第19号 動産の取得について—真空冷却機 北部7台— ..... P30/95
- 議案第20号 動産の取得について—真空冷却機 南部7台— ..... P33/95

○協 議

- 第5次四日市市学校教育ビジョン策定について ..... P37/95

○報 告

- 「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックの策定について ..... P47/95
- 令和7年度繰越事業について..... P89/95
- 令和8年6月定例月議会補正予算について ..... P91/95
- 本市におけるいじめ事案について..... 別冊

議案第13号

四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市少年自然の家運営協議会規則(昭和62年四日市市教委規則第3号)第3条の規定に基づき、次の2名を四日市市少年自然の家運営協議会委員に委嘱又は任命する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

大原真美

佐藤顕一

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

<議案参考資料>

四日市市少年自然の家運営協議会委員

根拠法令：四日市市少年自然の家条例

四日市市少年自然の家運営協議会規則

任 期：下記のとおり

定 数：10名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 ・ 団 体 名 等	任 期	備 考
1	大原 真美	小学校長会代表（下野小学校長）	令和8年7月1日～ 令和9年6月30日	新任
2	北村 晃毅	中学校長会代表（西陵中学校長）	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
3	別府 里紗	教職員代表（南中学校教諭）	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
4	宮崎 秀樹	一般社団法人四日市子ども育成ネットワーク代表	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
5	堤 武	水沢地区連合自治会顧問	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
6	柳川 理恵	市民代表	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
7	伊藤 隆夫	桜連合自治会参与	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選
8	佐藤 顕一	教育推進課長	令和8年7月1日～ 令和9年6月30日	新任
9	杉本 幸代	こども未来課長	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	非改選

<議案参考資料>

四日市市少年自然の家運営協議会	
活動内容	小・中学校の自然教室や指定管理者の主催する様々な事業についての内容等について意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の管理、運営等について</li><li>・安全管理の徹底について</li><li>・主催事業等について</li><li>・より安全・安心な施設運営について</li></ul>
開催頻度	年間2回実施

○四日市市少年自然の家条例（抜粋）

（運営協議会の設置）

第16条 委員会は、自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、四日市市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○四日市市少年自然の家運営協議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 四日市市少年自然の家条例（昭和62年四日市市条例第22号）第16条の規定に基づき、四日市市少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、四日市市少年自然の家（以下「自然の家」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自然の家の運営方針に関すること。
- (2) 自然の家の利用及び普及に関すること。
- (3) その他運営について特に重要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小、中学校代表
- (2) 社会教育関係団体の代表
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第14号

四日市市社会教育委員の委嘱について

四日市市社会教育委員設置条例（昭和29年四日市市条例第6号）第2条の規定に基づき、次の11名を四日市市社会教育委員に委嘱する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

高原 栄美

式井 雅子

前田 匠

瀬古 佐和子

佐藤 綾乃

宇佐美 義文

瀬川 岳彦

竹下 すま子

石田 利博

近藤 典子

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

伊藤 春樹

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市社会教育委員

根拠法令：社会教育法

四日市市社会教育委員設置条例

任 期：下記のとおり

定 数：20名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	高原 栄美	公立園長会代表 (海蔵幼稚園長)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	新任
2	式井 雅子	市立小学校長会代表 (河原田小学校長)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	新任
3	前田 匠	市立中学校長会代表 (三重平中学校長)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	新任
4	瀬古 佐和子	北勢地区県立学校長会代表 (四日市四郷高等学校長)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	新任
5	伊藤 春樹	四日市市自治会連合会代表 (四日市市自治会連合会理事)	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日	後任
6	佐藤 綾乃	四日市市PTA連絡協議会代表 (四日市市PTA連絡協議会書記)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	新任
7	宇佐美 義文	四日市市スポーツ協会代表 (四日市市スポーツ協会理事長)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	再任
8	瀬川 岳彦	四日市子ども育成ネットワーク代表 (四日市子ども育成ネットワーク理事)	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	再任
9	竹下 すま子	元社会教育推進員	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	再任
10	石田 利博	学識経験者	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	再任
11	近藤 典子	元小学校長	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日	再任

<議案参考資料>

四日市市社会教育委員会議	
活動内容	社会教育に関連する市の施策や取り組み等を、関係部署や団体等から報告していただき、議論を行っている。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年度事業実績・令和8年度事業予定について</li><li>・四日市市防災教育センターについて</li><li>・第56回東海北陸社会教育研究大会 岐阜大会の報告</li><li>・第67回全国社会教育研究大会 岩手大会の報告</li><li>・令和7年度三重県社会教育委員連絡協議会 北ブロック研修会の報告</li></ul>
開催頻度	年間2回実施

○社会教育法（抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○四日市市社会教育委員設置条例

(名称)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第4章の規定に基づき、本市に四日市市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は20名以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

3 職にあるもの、若しくは団体の代表者の故をもって委員となったものの任期は、その職にあるうちとする。

4 委員は、辞任しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。欠員による後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

(招集及び会議)

第4条 委員の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 委員を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に日時、場所及び会議に附議すべき事項を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(会議の成立)

第5条 委員の会議は在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 四日市市社会教育委員会条例は、廃止する。

附 則（昭和37年3月31日条例第2号抄）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

議案第15号

四日市市立図書館協議会委員の任命について

四日市市立図書館協議会条例（平成12年条例第39号）第2条の規定に基づき、  
次の9名を四日市市立図書館協議会委員に任命する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

岡田 博子

萱苗 靖

國保 卓也

竹内 裕子

竹下 すま子

柘植 敏生

中井 孝幸

福永 智子

前川 督雄

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市立図書館協議会委員

根拠法令：図書館法

四日市市立図書館協議会条例

任 期：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

定 数：9名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	岡田 博子	Can (図書館ボランティア・読み聞かせ)	再任
2	萱苗 靖	四日市市立小学校長会代表 高花平小学校長	新任
3	國保 卓也	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 地域福祉課長	新任
4	竹内 裕子	三重県学校図書館協議会学校図書館司書部北勢支部 三重県立四日市西高等学校 学校司書	再任
5	竹下 すま子	四日市市社会教育委員	再任
6	柘植 敏生	点訳グループくすの木 (図書館ボランティア・点訳)	再任
7	中井 孝幸	愛知工業大学 工学部建築学科 教授	再任
8	福永 智子	椋山女学園大学 教育学部子ども発達学科 教授	再任
9	前川 督雄	四日市大学 環境情報学部 教授 四日市大学情報センター館長	新任

(五十音順)

< 議案参考資料 >

四日市市立図書館協議会	
活動内容	図書館の事業方針や事業計画、事業報告や現在の図書館における課題について委員から意見をもらう。また、新図書館に向けての現在の状況や協議会としての関わり方について意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書館の事業方針や事業実績報告について</li><li>・ 中心市街地拠点施設整備事業における新図書館について</li></ul>
開催頻度	令和8年度は年5回開催予定

○図書館法（抜粋）

（昭和25年4月30日 法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（抜粋）

（昭和25年9月6日 文部省令第27号）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○四日市市立図書館協議会条例

平成12年3月29日

条例第39号

改正 平成16年12月28日条例第55号

平成21年1月23日条例第1号

四日市市立図書館協議会条例（昭和30年四日市市条例第9号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、四日市市立図書館（以下「図書館」という。）に四日市市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の任命）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（一部改正〔平成21年条例1号〕）

（定数及び任期）

第3条 委員の定数は、9人以内とする。

2 委員の任期は1年とする。ただし、委員に特別の事情があるときは任期中であっても解任することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成16年条例55号〕)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成21年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

四日市市立博物館協議会委員の任命について

四日市市立博物館条例（平成5年条例第16号）第15条の規定に基づき、次の1名を四日市市立博物館協議会委員に任命する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

中本 旬子

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

## ＜議案参考資料＞

## 四日市市立博物館協議会委員

根拠法令：博物館法

四日市市立博物館条例

任 期：下記のとおり

定 数：20名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	中 本 旬 子	四日市市立小学校長会代表（内部東小学校長）	令和8年6月1日～ 令和9年5月31日	新任
2	澤 井 広 美	四日市市立中学校長会代表（桜中学校長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
3	東 出 なるみ	四日市市公立園長会代表（大矢知幼稚園長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
4	相 馬 哲	四日市市私立学校代表（暁小学校長）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
5	竹 下 すま子	四日市市社会教育委員代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
6	諸 戸 靖	四日市市自治会連合会代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
7	山 口 陽 子	博物館ボランティアの会代表（博物館）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
8	伊 藤 敏 彦	博物館ボランティアの会代表（天文）	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
9	鬼 頭 浩 文	四日市市文化財保護審議会代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
10	播 磨 良 紀	中京大学名誉教授	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
11	伊 藤 信 成	三重大学教育学部教授	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
12	北 原 政 子	元名古屋市科学館天文主幹	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
13	秦 昌 弘	学校法人皇學館常務理事	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)
14	吉 久 弘 規	四日市市PTA連絡協議会代表	令和7年6月1日～ 令和9年5月31日	(非改選)

<議案参考資料>

四日市市立博物館協議会	
活動内容	博物館の事業報告や次年度以降の計画に対しての意見や、博物館の方向性等についての提案を行い、意見をもらう。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度の事業報告及び次年度以降の事業計画について</li><li>・四日市市立博物館使命の見直しについて</li><li>・学芸員による調査研究について</li></ul>
開催頻度	年間3回実施

○博物館法 （抜粋）

（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○博物館法施行規則 （抜粋）

（昭和 30 年文部省令第 24 号）

第 4 章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第 22 条 法第 25 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○四日市市立博物館条例 （抜粋）

（博物館協議会）

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第17号

四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例  
(平成26年四日市市条例第24号)第4条の規定に基づき、次の10名をいじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し、又は任命する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

坂崎 博

戸田 靖紀

増井 健志

坂田 大輔

中村 健二

上野 尚子

酒井 智子

栗本 健一郎

太田 貴志

稲毛 弥生

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：15名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	坂 崎 博	四日市南警察署生活安全課長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
2	戸 田 靖 紀	四日市北警察署生活安全課長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
3	増 井 健 志	四日市西警察署生活安全課長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
4	坂 田 大 輔	北勢児童相談所長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
5	中 村 健 二	津地方法務局四日市支局総務課長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	再任
6	上 野 尚 子	四日市市人権擁護委員協議会会長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	再任
7	酒 井 智 子	四日市市立小学校長会代表（羽津小学校長）	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
8	栗 本 健 一 郎	四日市市立中学校長会代表（富洲原中学校長）	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
9	太 田 貴 志	四日市市こども未来部青少年育成室長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
10	稲 毛 弥 生	四日市市教育委員会教育監	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	再任

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会	
活動内容	いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行う。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市におけるいじめの状況報告について</li><li>・本市におけるいじめ事案の事例検討について</li><li>・いじめ問題に関する各関係機関の対応や、他機関との連携の方法について</li></ul>
開催頻度	年間1回実施

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

第2章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例（抜粋）

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会

第4条 連絡協議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係機関の職員

(2) 本市の職員

(3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

議案第18号

四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例  
(平成26年四日市市条例第24号)第10条の規定に基づき、次の4名をいじめ問題  
対策調査委員会委員に委嘱する。

令和8年5月18日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

早 川 武 彦  
岡 野 志 津 代  
梅 原 千 寿  
東 幸 太 郎

(発令者) 四日市市教育委員会

(任 期) 令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策調査委員会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：5名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	早 川 武 彦	(福祉・学識経験者) 元家庭裁判所調査官	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	再任
2	岡野 志津代	(心理・臨床心理士) (一社)三重県臨床心理士会 公認心理師 臨床 心理士	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
3	梅 原 千 寿	(医療・精神科医) 医療法人安仁会水沢病院院長	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	新任
4	東 幸 太 郎	(法律・弁護士) 四日市中央法律事務所	令和8年6月1日～ 令和11年5月31日	再任

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策調査委員会	
活動内容	・いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者が、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関することや、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行う。
調査事項	・本市におけるいじめ発生状況およびいじめ防止対策について ・市内いじめ事案について
開催頻度	年間2回実施

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例(抜粋)

（設置）

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、四日市市いじめ問題対策調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第9条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係

（組織）

第10条 対策調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックの策定について

### 1 策定の背景と基本的な考え方

子どもを取り巻く生命や性をめぐる課題が複雑化する中、子どもたちに情報を適切に選択し、自らの意思で行動を決定する力を育むことが求められている。

本策定では、ジェンダーの平等や対等な人間関係の構築など「人権教育」としての側面を強化するとともに、一人ひとりの尊厳を礎とし、生命（いのち）の誕生からその終焉までを見据え、自分らしく幸福に生きるための「生命（いのち）の教育」を中核に据え、名称を「生命（いのち）及び性に関する指導」とした。

### 2 策定のポイント

#### （1）3つの資質・能力（新ガイドブック P. 3、P. 4）

「生命（いのち）の教育」において、身に付けるべき資質・能力を学習指導要領の3観点で整理した。

「知識及び技能」 科学的な知識に基づき、性を捉える力	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の発達と個人差の理解</li> <li>健康・安全と自己決定権の習得</li> <li>自分らしさと社会的な性の理解</li> </ul>
「思考力、判断力、表現力等」 自他の権利を尊重し、行動を選択する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的根拠に基づいた意思決定</li> <li>権利の尊重と対等な同意に基づく判断</li> <li>多様な場面での適切な行動選択</li> </ul>
「学びに向かう力、人間性等」 自他の生き方や権利等を大切にする態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>自他を尊重する人権感覚</li> <li>対等で誠実な人間関係を築こうとする態度</li> <li>主体的に生きていこうとする意欲と責任感</li> </ul>

#### （2）「歯止め規定」について（新ガイドブック P. 5）

ガイドブックには、「歯止め規定」について以下の通り明記している。

- 学習指導要領において、小中学校で「受精に至る過程を取り扱わないものとする」としている。
- ただし学校は、子どもの実態に合わせて、内容を補うなど柔軟に指導することができる。
- 性感染症や性暴力等の専門的な知識が必要な場合は、産婦人科医や助産師等の外部専門家の協力を得ながら指導を得る。

#### （3）その他（新ガイドブック P. 28～P. 36）

- 教員が客観的な根拠に基づき指導できるように、最新の統計グラフやデータにつながるQRコードを掲載した。
- 四日市市保健所の相談窓口も明示した。

# **「生命（いのち）及び性に関する指導」 ガイドブック**

**令和8年4月**

**四日市市教育委員会**



## 目次

I 「性に関する指導」ガイドブックの策定の経緯	1
II 学校における「生命及び性に関する指導」の基本的な考え方	2
III 「生命及び性に関する指導」において目指す資質・能力	3
IV 学校における「生命及び性に関する指導」の進め方	
1 指導について	5
2 小学校における「生命及び性に関する指導」のポイント	6
3 中学校における「生命及び性に関する指導」のポイント	7
4 家庭・地域社会との連携	8
5 「生命及び性に関する指導」を進める上での留意点	9
V 外部講師による授業の実施	
1 実施に向けた手順例	10
2 実施に向けた留意点	10
～外部講師による授業の取り組み～	11
資料1 学習指導要領における「生命及び性に関する指導」の取扱い	14
資料2 「生命及び性に関する指導」の発達段階に応じた学びの構成	20
資料3 「生命及び性に関する指導」の学習内容の視点と系統的展開	22
資料4 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導	27
資料5 生命と性に関する統計資料・相談機関	28
《参考資料・引用・参考文献等》	37
「生命及び性に関する指導」ガイドブック 改訂委員会名簿	38

## I 「性に関する指導」ガイドブックの策定の経緯

近年、情報化の進展や社会環境の変化に伴い、若年妊娠、性の多様性への対応など、生命や性をめぐる課題は複雑化しています。また、SNSに起因するトラブルも後を絶たず、子どもたちが性暴力の被害者になるだけでなく、正しい知識や自分と相手との適切な距離感の認識不足から、知らず知らずのうちに加害者になってしまうリスクも危惧されています。こうした中、子どもたちが溢れる情報から適切な選択をし、自らの意思で行動を決定する力を育むことは喫緊の課題です。

四日市市教育委員会では、令和元年度に「性に関する指導」を作成し、指導の充実を図ってきましたが、このたび、国際的な潮流である「包括的性教育」の視点を取り入れ、内容を策定しました。本ガイドブックでは、従来の生殖に関する内容に加え、ジェンダー平等や多様性、人との関係性などについて、包括的な視点で内容を整理しています。発達段階に応じた認知的、感情的、身体的及び社会的側面からの指導により、教職員が現代的な課題に対応できるよう構成しました。

「性」という文字は「心」と「生（いきる）」から成り立っています。この言葉が示す通り、性に関する指導は、単なる知識の伝達にとどまりません。自他の生命と権利を尊重し、対等で豊かな人間関係を築くための「人権教育」であり、「人間としての在り方・生き方」を学ぶ教育そのものです。この理念に基づき、子どもたちが自らを大切にすると同時に、他者を傷つけない感性を育む「生命（いのち）の教育」としての側面を重視し、名称を「生命（いのち）及び性に関する指導」ガイドブックとしました。

各学校において、産婦人科医や助産師等の専門家と連携しながら、本ガイドブックを活用し、児童生徒一人ひとりの心に響き、自己の行動に責任と誇りを持って生きることの大切さを伝える指導を、学校全体で推進してください。

## Ⅱ 学校における「生命及び性に関する指導」の基本的な考え方

学校における「生命及び性に関する指導」は、児童生徒一人ひとりの尊厳を礎とし、生命（いのち）の誕生からその終焉に至るまでの人生の歩みを見据え、自分らしく幸福に生きていくための基盤を育む「人間教育」です。

本策定では、これまでの経緯や今日的な課題に向き合い、子どもたちが人間としての在り方・生き方を学ぶ「生命（いのち）の教育」を中核に据えました。子どもたちが生涯にわたって健やかに、そして自他を尊重しながら豊かな人生を切り拓いていけるよう、以下の視点を柱として指導を展開します。

### 人間としての在り方、生き方を学ぶ「生命（いのち）の教育」

#### 【「人権」を基盤とした包括的な視点】

- ・ 従来の科学的知識を土台に、心・人間関係・社会・倫理など多角的な視点から「性」を捉える。
- ・ 自他の人権を尊重し、互いの生命の尊厳を認め合う人権感覚を育む。
- ・ 多様な生き方や価値観を尊重し、性別等に関わらず誰もが自分らしく生きられる意識を醸成する。

#### 【科学的な知識に基づく「安心・安全な生活」の視点】

- ・ 自分や相手を守るための科学的知識を、発達段階に応じて確実に習得する。
- ・ 対人関係における「境界線（適切な距離感）」を理解し、安心・安全な関係を築く。
- ・ SNS等のリスクに適切に向き合い、自分も相手も大切にできる判断力を養う。
- ・ 生涯にわたる健康管理（プレコンセプションケア）の視点を持ち、自らの心身を主体的に管理する力を養う。

#### 【意思決定と行動選択の資質・能力の育成の視点】

- ・ 知識を得るだけでなく、直面する諸課題に対して自ら考え、判断・行動できる力を育む。
- ・ 日常のあらゆる場面で、自他を尊重し、状況に応じて適切に判断し、自ら責任ある行動を選択する力を育む。
- ・ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を高め、豊かな人生の選択につなげる。

### Ⅲ 「生命及び性に関する指導」において目指す資質・能力

今回の策定では、「包括的性教育」の視点に立ち、単なる生物学的な知識にとどまらず、人権や人間関係を網羅した、以下の3つの資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を育むことを基本とします。

<p>「知識及び技能」</p> <p>科学的な知識に基づき、性を捉える力</p>	<p><b>【心身の発達と個人差の理解】</b></p> <p>発達段階に応じた心身の変化や生殖機能の仕組みを正しく理解し、個を尊重しながら、悩みや不安に適切に対処する力を身に付ける。</p> <p><b>【健康・安全と自己決定権の習得】</b></p> <p>性感染症の予防方法とともに、「自分の心身は自分のもので、自分で決める権利があること」を正しく理解し、他者との適切な距離の保ち方を身に付ける。</p> <p><b>【自分らしさと社会的な性の理解】</b></p> <p>自己形成や多様な性の在り方、ジェンダー等の社会的な側面を理解し、自分らしさを大切にしながら性に関する社会課題に向き合う基礎を身に付ける。</p>
<p>「思考力、判断力、表現力等」</p> <p>自他の権利を尊重し、行動を選択する力</p>	<p><b>【科学的根拠に基づいた意思決定】</b></p> <p>正しい知識を基に、自らの心身の課題や健康を守るための工夫を考え、自分と相手のどちらも大切にできるより良い方策を選択する力を育む。</p>

	<p><b>【権利の尊重と対等な同意に基づく判断】</b></p> <p>「相手の権利を尊重しているか」「互いに心地よい関係（対等な同意）か」という視点を持ち、自他の尊厳を基盤とした客観的な判断を行う力を育む。</p> <p><b>【多様な場面での適切な行動選択】</b></p> <p>SNS等を含む様々な場面で適切な距離感を保ち、自分の意思を伝える力を培い、生涯にわたる諸課題に対して自他を尊重した行動を選択する。また、悩みがある際には、一人で抱え込まず専門機関等へ助けを求めることを自身の権利を守るための重要な判断として位置づけ、適切に行動する力を育む。</p>
<p>「学びに向かう力、人間性等」</p> <p>自他の生き方や権利等を大切にす態度</p>	<p><b>【自他を尊重する人権感覚の育成】</b></p> <p>自分自身の生命や身体をかけがえのないものとして大切にするとともに、他者の多様な生き方や権利を等しく尊重する豊かな人権感覚を育む。</p> <p><b>【対等で誠実な人間関係を築こうとする態度】</b></p> <p>互いの人格を尊重し、相手を思いやる心を持って対等な関係を築こうとすることで、性暴力を許さない態度を育む。</p> <p><b>【主体的に生きていこうとする意欲と責任感】</b></p> <p>習得した知識や判断力を自分自身のよりよい人生に役立てようとするとともに、社会の一員として、性に関する課題に責任を持って向き合おうとする態度を育む。</p>

## IV 学校における「生命及び性に関する指導」の進め方

### 1 指導について

「生命及び性に関する指導」は、体育科、保健体育科を中心に、家庭科、道徳科等の各教科、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通じて体系的に展開する必要があります。各教科等の特質に応じ、児童生徒が自分らしくより良く生きていくための資質・能力を育む重要な柱として、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な全体計画の作成と、学校全体での共通理解が不可欠です。

「生命及び性に関する指導」の内容の中でも、妊娠の過程等については「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」（小学5年理科）、「妊娠の過程は取り扱わないものとする」（中学1年保健体育科）となっています。これらは、全ての児童生徒に対して一律に指導する範囲や程度等を示したものであり、実態に合わせて追加で指導が必要だと判断される場合には、学校の裁量で内容を補うことができます。その際には、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱せず、児童生徒の負担過重とならないよう留意することが大切です。

こうした発展的な内容を扱う場合も含め、「生命及び性に関する指導」は、担任、養護、保健体育担当教員など、学校の教職員が主体となり、学校全体で指導にあたるのが基本です。より専門的な医学知識や現状の課題（性感染症や性暴力等）について深く学ぶ必要がある場合は、産婦人科医や助産師等の外部専門家の協力を得ることも有効です。加えて、教職員と専門家が連携し、それぞれの専門性を活かした指導体制を整えることが重要です。本市としてもこうした連携による指導を積極的に推進しています。

（詳細については、V章に明記）

## 2 小学校における「生命及び性に関する指導」のポイント

小学校は、幼児期に始まる基本的な生活習慣の確立を図りながら、健康課題に対して自律的に取り組む姿勢を養う時期です。小学校6年間での児童の心身の発育・発達は顕著であり、指導内容等に対する児童の理解、思考力や判断力などの学習能力、児童の健康課題やそれらに対する対処能力などは、発達の段階により異なります。そのため、性に関する発達の特徴や児童が直面する課題を捉え、その時々成長に応じた指導を行うことが重要となります。

このような特性を踏まえ、小学校における「生命及び性に関する指導」の目標を次のように設定することができます。

ア 生命の誕生及び心身の発育・発達には一人ひとりに違いがあることを理解するとともに、だれもがかけがえのなさを実感し、大切にしようとする心情や態度を育てる。

イ 身体づくりや成長の現れ方には多様性や個人差があることを理解し、自分や相手の体を大切にすることを養う。

ウ 家庭における役割は、性別にかかわらず分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定ができる能力や態度を育てる。

※ 学習内容の構成や系統的展開については、資料3の1 学習内容を構成する4つの視点および資料3の2 「生命及び性に関する指導」の系統表（小学校）をご参照ください。

### 3 中学校における「生命及び性に関する指導」のポイント

中学校段階は、身体の発達が著しく、それに伴い性的な成熟が完成に向かう子が多い時期です。心理的にも大きな変化が生じやすく、自我の目覚めとともに、恋愛や性行動への関心が高まったり、社会的な視野が広がったりする子が多く見られます。一方で、心身の成長に伴う不安や悩み、葛藤を抱えやすい時期でもあります。

これらの心身の傾向を踏まえ、自他の心身の変化や成熟を肯定的に受け止め、自分らしさを形成していくこと、そして社会の一員として適切な意思決定や行動を選択する能力を高めていくことが重要となります。

このような特性を踏まえ、中学校における「生命及び性に関する指導」の目標を次のように設定することができます。

ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。

イ 自分と他者の心身の特質や個性を理解し、互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、自分も相手も大切にする対等な関係を築くため、適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

ウ 人間一人ひとりの生き方は多様であることを理解し、自分自身の将来や社会でのあり方について深く考える。また、社会における様々な事象を多角的な視点で見つめ、家庭や社会の一員として、自他を尊重した適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

※ 学習内容の構成や系統的展開については、資料3の1学習内容を構成する4つの視点および資料3の3「生命及び性に関する指導」の系統表（中学校）をご参照ください。

#### 4 家庭・地域社会との連携

「生命及び性に関する指導」の実効性を高めるためには、家庭・地域との共通理解が不可欠です。学校の実態を踏まえた全体計画を作成し、授業公開や学年だより等を通じた事前の情報共有を行うことで、指導のねらいや学習内容を周知します。保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを計画的・継続的に見守る体制を整えます。

##### <家庭との連携の具体例>

- ・学校だより、学年だより、保健だより等による情報提供・啓発活動
- ・PTA行事等での取り組み
- ・授業参観の実施や行事等での取り組みの紹介
- ・保護者会、学級懇談会等における性の問題の提示
- ・保護者向け講演会の実施
- ・学校保健委員会での性に関する課題等の提示や協議

##### <地域社会との連携の具体例>

- ・PTA主催による地域住民を対象とした家庭教育講座等の開催
- ・保健所、社会福祉協議会等からの講師派遣
- ・学校運営協議会等からの地域への啓発
- ・学校保健委員会での性に関する課題等の提示や協議

## 5 「生命及び性に関する指導」を進める上での留意点

- 児童生徒の多様なあり方の尊重
  - ・ 一人ひとり、発達段階や価値観、性的なあり方（嗜好やアイデンティティ等）は異なることを大前提とする。
  - ・ 特定の属性を決めつけたり押し付けたりせず、誰もが自分らしく安心して過ごせる環境づくりに留意する。
  
- 指導内容の客観性と最新情報の維持
  - ・ 特定の価値観や主観を押し付けるのではなく、科学的根拠に基づいた客観的な指導を行う。
  - ・ 性に関する科学的根拠を基本としつつ、社会の変化や多様な価値観に配慮した客観的な情報を取り入れるよう留意する。
  
- 児童生徒の心の安全への配慮
  - ・ 多様な背景を持つ児童生徒への配慮を欠かさない。
  - ・ 心理的負担を感じた際の一時退席や相談のルールを事前に示すなど、安心して参加できる環境を整える。
  
- 相談体制の整備と組織的な支援
  - ・ 個別の相談については秘密厳守を徹底し、相談内容が本人に無断で外部へ漏れることがないように、組織として適切に管理・対応する。
  - ・ 日常的に子どもを支える養護教諭等と密に連携し、内容に応じてスクールカウンセラーや専門の外部機関へ適切につなぐ。

## V 外部講師による授業の実施

### 1 実施に向けた手順例

#### (1) 実施2か月前

- ・「学校における性に関する指導に係る講師一覧」（令和6年3月三重県教育委員会事務局保健体育課）を参考に講師の派遣を依頼する。
- ・講師が見つからない場合は、教育推進課に問い合わせを行う。
- ・専門的な知見を持つ保健師による「性感染症出前講座（四日市市保健所）」を希望する場合は、教育推進課へ申し込む。教育推進課が窓口となり、保健所との調整を行う。※本講座は無料で実施できる。

#### (2) 実施1か月前

- ・外部講師と管理職、担当者等で授業内容について打合せを行う。
- ・PTA役員、四日市版コミュニティスクール運営委員等へ周知する。
- ・授業内容等について、保護者に通知文等を配付したり、授業前に外部講師による保護者向け講演会や説明会を行ったりして理解を得る。

#### (3) 授業後

- ・児童生徒の振り返りを実施し、保護者に通信等で啓発を行う。
- ・事後の感想文等から、内容が適切であったか、個別のフォローが必要かどうか検討する。
- ・個別指導が必要な児童生徒に対して、養護教諭等と連携してカウンセリング等を実施する。
- ・教育推進課に授業の報告をする。（様式3）

【様式1】 実施計画	実施の10日前（土日祝日を除く）まで
【様式2】 「生命及び性に関する授業」について（報告）	実施後3日以内
【様式3】 「生命及び性に関する出前授業」に係る外部講師派遣授業 報告書	実施後2週間以内

### 2 実施に向けた留意点

- 全校または学年単位での実施等、学校の実情に応じて検討する。
- 授業形態として、授業担当教員や養護教員等とのチーム・ティーチングを行うなど、学校の実情に応じて検討する。

## ～外部講師による授業の取り組み～

### 外部講師による授業 児童生徒の振り返り

- 私は、自分はえらくないダメな人とネガティブになることが多かった。でも、助産師さんの話を聞いて自分は何かができなくても、生まれてきただけで、すごいことなんだと思いました。これからは、自分にありがとうやがんばってるよ！と自分をほめてあげたいです。
- 人権とは人が人らしく生きる権利ということを改めて認識できた。性に関して知らないことばかりだったから正しい知識をつけられるいい機会だった。どういう場面においても、相手を尊重することが大切だと改めて気づくことができた。性は人権と深く結びついているということを知っておきたい。
- 赤ちゃん人形を抱っこして、命の重みを感じると同時に、自分の未来や健康をずっと大切にしていきたいという気持ちが芽生えました。性について正しく知ることは、自分自身の人生を守る力になるのだとわかりました。もし困ったことがあっても、一人で抱え込まずに相談しようと思います。これからは、自分の気持ちも相手の気持ちも同じように大切にしてお互いに温かい気持ちでいられるような関係を築いていきたいです。性的な行動は、ただ『ダメ』なものではなく、正しい知識と責任を持って自分で決める大切なこと。学んだことを力にして、自分らしい幸せな人生を歩んでいきたいです。

### 担当職員の本感

- 助産師という立場で学校では教えるににくい部分にも切り込んで話をさせていただき、生徒は、専門家が話すことで重大なものと捉えやすく、記憶に残ったと感じている。毎年、講演後に生徒が保健室に来室した際の話のきっかけにもなるし、相談もしやすくなっていると感じる。保健室以外にも相談できる場所があることを知る重要な機会にもなっている。
- 私たち一人ひとりが生まれてきたことには大きな意味があり、命は守り育てるべき大切なものであることを改めて学ぶことができました。性に関する正しい知識を持つことは、自分自身や周囲の人を守ることに必要なことを教えていただきました。  
また、思春期に向かう中で起こる心と体の変化についても学ぶことができました。授業の中では、妊婦体験ジャケットを着用する活動も行い、命を育むことの重みや妊娠中の変容を実感する機会となりました。この学びを通して、命や自分の体に対する理解を深める貴重な時間となりました。

## コラム：性教育は人権を理解するための教育

(いなべ総合病院 産婦人科 川村 真奈美 医師)

今回、四日市市の性教育ガイドブックが策定されるにあたり「包括的性教育」の概念を取り入れてほしいと要望しました。その内容が十分考慮された策定となり、うれしく思っています。「包括的性教育」とは身体や生殖のしくみだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことを言います。簡単に言えば、人権をベースとした性教育のことです。これは「新しい性教育」とも言われていますが、私が以前から提唱している「性教育」と全く同じものです。

性教育の目的は、正しい性の知識を教えること、命の大切さを教えること、自分と他人の体と心を守る力をつけること、そして、性虐待・性犯罪を予防することです。

現状、学校や家庭での性教育が不十分なため、子どもたちはネットなどから間違った性情報を得ています。これらは男性の性欲を満たすための商業的な情報であり、女性の人権を踏みにじる内容です。性は本来、人間にとって大切で自分の根幹・人権そのものです。したがって、義務教育で人権をベースとした正しい性教育を行うことが必須です。

性教育の最終的な目的は、「性を通して人権感覚の備わった人間、対等な人間関係を築くことのできる人間を育てること」だと私は思っています。人権とは「その人がその人らしく自由に生きる権利」です。性教育をする上で考慮しなければならないことは性の多様性の理解です。わが国では、いまだに同性婚が認められおらず、性的少数者(LGBTQ+)の人権は保証されていません。

望まない妊娠を防ぐために性教育でピルを含めた避妊の方法を教えることは、産婦人科医の立場から、必要不可欠と思っています。が、それだけでは望まない妊娠を減らすことはできません。なぜならば、男性から女性への性暴力(DV、性犯罪)が望まない妊娠の原因になっていることが多いからです。性暴力についてももしっかり教える必要があります。さらに発展して、子どもたちには暴力の本質も説明します。性暴力だけでなく、パワハラ・虐待・いじめ・戦争などすべての暴力は同じ構図で、強者が弱者を支配することです。暴力は支配であり、被害者への人権侵害です。

包括的性教育では、性の多様性から人間の多様性を、性暴力から他の暴力の本質を学びます。性教育での学びを応用すれば、人権そのものを理解することができます。まさに「性教育は人権を理解するための教育」なのです。

この世における最大の暴力は「戦争」です。戦争により人々は、たとえ命が奪われなくても「人権」が侵害されます。この最大の暴力(人権侵害)である戦争を防ぐために、私たちは戦争を阻止する決意を持たなければなりません。世界平和のためにも、性教育を充実させて、すべての暴力にNOと言うことのできる人権感覚の高い子どもたちを育てていきたいです。

## コラム：助産師からみた「いのちと性」

(四日市看護医療大学 大林 陽子 教授)

母性看護学・助産学の分野では、sexuality（セクシュアリティ）が人間の性を示す概念で、sex（セックス）とgender（ジェンダー）の両方を含むものと定義され、性的存在としての人間の全人格と全生涯、人間関係やその人の考え方も包括した幅広い概念と捉えています。そして、sexualityは単なる生物としての性ではなく、人間の存在のあり方をも含み、充実して生きるための性と捉えています。

リプロダクティブヘルス/ライツは、性と生殖に関する健康と権利と訳され、自分の性に関して心身ともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的にも認められていること、自分の性のあり方（性別や性的指向）や快楽について自分で決定できる権利を指します。そして、性に関する十分な情報と医療アクセスを与えられ、生殖に関することを自分で決定できる権利をいいます。この権利は人間が生まれながらにもっている人権の一部であり、「からだの自己決定権」ともいわれます。また、プレコンセプションヘルスは、「生殖可能年齢における女性と男性の健康」と定義され、すべての女性と男性がその恩恵を受けられ、生涯を通じて人々が全体的に健康になり、健康を保つことです。そのための大切なケアをプレコンセプションケアといいます。

出産に臨む母子を支援する場に立ち会う助産師は、出産が母児ともに安全で健康に経過し、赤ちゃんが無事に生まれてくる尊さをその手で実感しています。だからこそ、そのいのちが生涯にわたって大切にされることを願います。助産師がいのちと性の教育を行うとき、専門職として科学的根拠に基づく知識を前提に、sexuality、リプロダクティブヘルス/ライツ、プレコンセプションケアの視点から、自分と他者のいのちの尊さ、人間関係や互いに健康で幸せに生きられることの大切さを伝えます。まずは自分を大切な存在と認め、同じように他者も大切な存在で双方ともに大切に価値ある存在であると感じてもらえることを目指します。

sexual health（性の健康）は、性に関連した身体・精神・社会的な健康だけでなく、その人の人格やコミュニケーション能力、他者への愛情なども含む概念です。思春期（およそ8歳から18歳）は、自分や他人を愛すること、そして他者との関係に伴う責任についても学ぶ時期です。思春期の性と生殖に関する健康課題は、思春期の若者本人だけでなく、次世代の健康にもつながる重要な課題です。思春期の子どもや若者が、自らの性行動に関して必要な知識と対処能力を身につけることは、健康で幸せに生きるために重要です。

## 資料1 学習指導要領における「生命及び性に関する指導」の取扱い

### (1) 総則

【小学校学習指導要領 総則編（平成29年7月）第1章第1の2(3)】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

※中学校においても同様

【小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月）健やかな体（第1章第1の2(3) 抜粋】

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。

(略)

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月）抜粋】

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、総則第4の1の(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

【小学校学習指導要領 総則編（平成29年7月）3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容の取扱い① 内容の取扱いの原則（第1章第2の3の(1)のイ）

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

※中学校においても同様

(2) 生活科

小学校	学校、家庭及び地域の生活に関する内容	(1) 学校と生活 (2) 家庭と生活 (3) 地域と生活
	自分自身の生活や成長に関する内容	(9) 自分の成長

(3) 社会科

中学校	A 私たちと現代社会	(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
	B 私たちと経済	(2) 国民の生活と政府の役割
	C 私たちと政治	(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
	D 私たちと国際社会の諸課題	(2) よりよい社会を目指して

(4) 理科

小学校	第4学年	生命	(1) 人の体のつくりと運動
	第5学年		(2) 動物の誕生
	第6学年		(1) 人の体のつくりと働き
中学校	第1学年	生命	(1) いろいろな生物とその共通点
	第2学年		(3) 生物の体のつくりと働き
	第3学年		(5) 生命の連続性

(5) 家庭科、技術・家庭科

小学校	A 家族・家庭生活	(1) 自分の成長と家族・家庭生活
中学校	A 家族・家庭生活	(1) 自分の成長と家族・家庭生活 (2) 幼児の生活と家族

(6) 体育科・保健体育科

小 学 校	第4学年	(2) 体の発育・ 発達	ア 知識 (ア) 体の発育・発達 (イ) 思春期の体の変化 (ウ) 体をよりよく発育・発達させるための生活
			イ 思考力、判断力、表現力等 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。
	第5学年	(1) 心の健康	ア 知識及び技能 (ア) 心の発達 (イ) 心と体の密接な関係 (ウ) 不安や悩みへの対処
			イ 思考力、判断力、表現力等 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること
		(2) けがの防止	ア 知識及び技能 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止
			イ 思考力、判断力、表現力等 けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。
	第6学年	(3) 病気の予防	ア 知識及び技能 (イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防
			イ 思考力、判断力、表現力等 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

中 学 校	第1学年	(2) 心身の機能の発達と心の健康	ア 知識及び技能 (ア) 身体機能の発達 (イ) 生殖に関わる機能の成熟 (ウ) 精神機能の発達と自己形成 (エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康
			イ 思考力、判断力、表現力等 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。
	第2学年	(3) 傷害の防止	ア 知識及び技能 (イ) 交通事故などによる傷害の防止
			イ 思考力、判断力、表現力等 傷害の防止について、危険の予測やその回避方法を考え、それらを表現すること。
	第3学年	(1) 健康な生活と疾病の予防	ア 知識 (オ) 感染症の予防
			イ 思考力、判断力、表現力等 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

(7) 特別の教科 道徳

小 学 校 ・ 中 学 校	A 主として自分自身に関すること	[節度、節制] [個性の伸長]
	B 主として人との関わりに関すること	[友情、信頼] [相互理解、寛容]
	C 主として集団や社会との関わりに関すること	[家族愛、家庭生活の充実] [公正、公平、社会正義]
	D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	[生命の尊さ]

(8) 総合的な学習の時間

小学校 ・ 中学校	目標を実現するにふさわしい探究活動	学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、職業や事故の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。
-----------------	-------------------	--

(9) 特別活動

小学校	学級活動	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
中学校	学級活動	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

## 資料2 「生命及び性に関する指導」の発達段階に応じた学びの構成

### 1 小・中・高の保健学習（体育・保健体育）目標の比較

小学校：身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を実践的に理解する。  
中学校：主として個人生活における健康・安全に関する内容を科学的に理解できるようにする。  
高等学校：個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

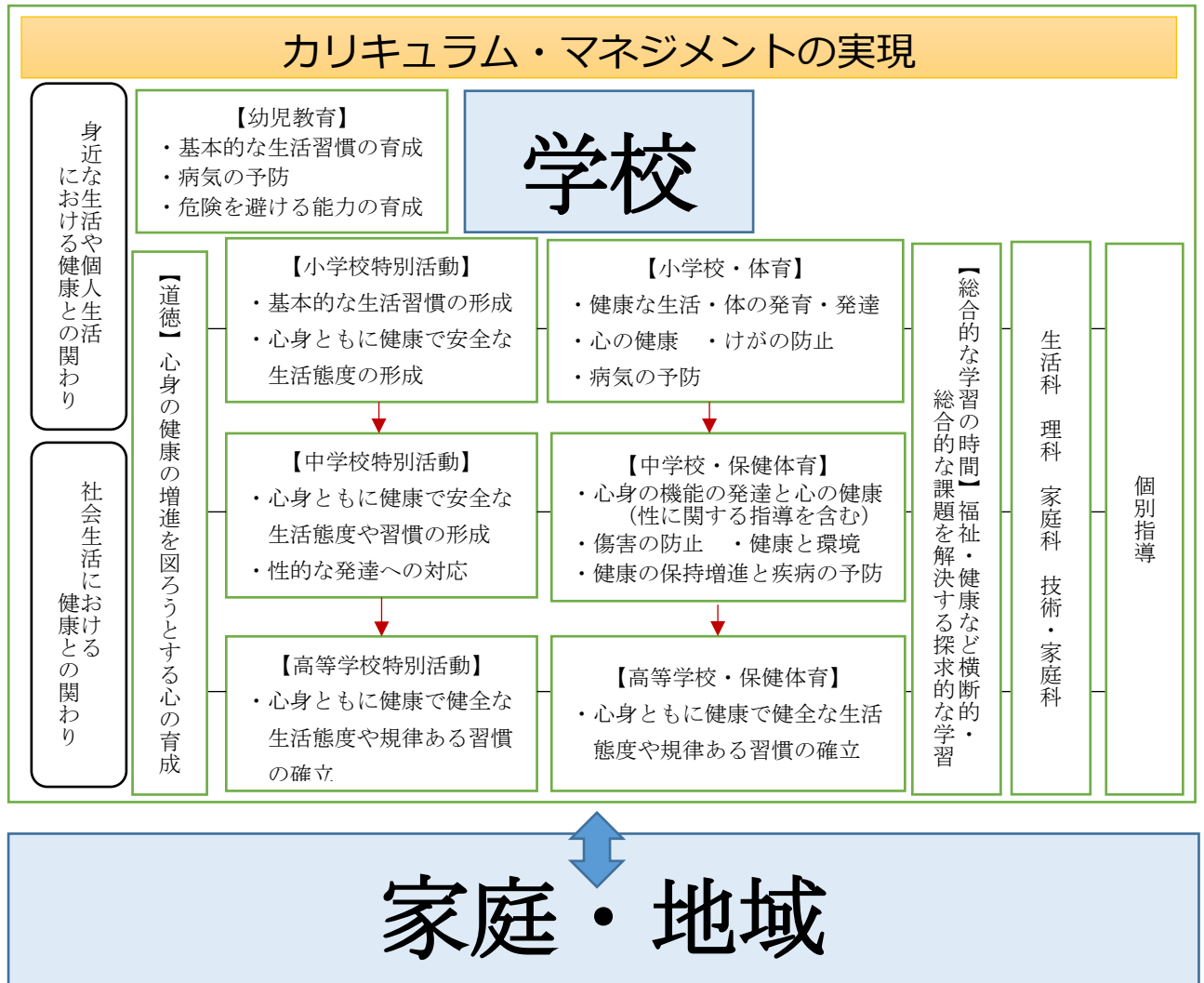
小学校の「身近な生活」とは「自分にとっての身近な生活」と考えられます。一方中学校の「個人生活」とは、自分という特定の個人から離れた個人一般の生活であり、生活のとらえ方にも客観性や科学性が強くなります。高等学校になると、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、社会の変化に対応して社会全体の環境を改善する活動や対策の重要性を意識するなど、社会性が強くなります。

「理解」については、小学校では「身近な事柄を取り上げ、具体的に理解する」とされています。一方中学校では、「科学的に理解できるようにする」とされています。高等学校になると、今後社会に出て「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力」の重要性が強まることから、保健・医療制度や地域の保健・医療機関など、より一層「理解を深める」とされています。

### 2 小→中→高の系統性について

学習指導要領では、「系統性のある指導や内容の明確化」が特に強調されています。基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力の育成のためには、系統性や指導内容の明確化が重要となります。こうした校種間のつながりは、平成28年の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」においても、現代的な諸課題に対応する資質・能力を体系的に育む基盤として位置づけられています。

本市においても、この答申の趣旨を鑑み、性に関する諸課題に対して子どもたちが発達段階に応じて学びを積み上げ、自らの人生を主体的に切り拓いていけるよう、以下の通り系統性を踏まえた指導を展開していきます。



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）

（平成28年 中央教育審議会）

**資料3** 「生命及び性に関する指導」の学習内容の視点と系統的展開

1 学習内容を構成する4つの視点

「生命及び性に関する指導」は、人間としての在り方・生き方を学ぶ「生命(いのち)の教育」を中核に据え、包括的に「性」を多角的に捉えます。

本市では、これまでの科学的・医学的知識を土台としつつ、人権、人間関係、安全、心理といった現代的な課題に対応できるよう、指導内容を以下の「4つの視点」で整理しました。

これらの視点をバランスよく積み上げることで、子どもたちが自他の尊厳を礎とし、生涯にわたって健やかに、そして自分らしく豊かな人生を切り拓いていくための基盤を育みます。

次項の系統表と併せて、授業の組み立てを考える際の参考としてください。

生命尊重	<ul style="list-style-type: none"><li>・人間は、人間としてどう生きるかという生命の尊さが問われること。</li><li>・人間は、生まれながらに多様であり、全ての人間が人間として尊重されなければならないこと。</li><li>・人間は誰もが人間としての生活を送る権利や幸福になる権利をもっていること。</li><li>・新しい生命が誕生することは、かけがえのない喜びであること。</li></ul>
生物学的側面	<ul style="list-style-type: none"><li>・生殖に関わる身体の仕組みや機能について、科学的根拠に基づいて正しく理解すること。</li><li>・思春期には、ホルモンの働きによって身体に様々な特徴が現れ、大人の体に近づくこと(二次性徴)を、現れ方の個人差を尊重しながら理解すること。</li><li>・思春期には、身体が成熟し、妊娠・出産が可能な状態へと近づいていく変化の過程を理解すること。</li><li>・受精から妊娠、出産に至る過程と、それに伴う心身の健康面の課題について理解を深めること。</li><li>・自他の健康を守るために、性感染症の予防を含めた、性と健康に関する適切な知識を身に付けること。</li></ul>

心理的側面	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己の性を肯定的に受容できるようにすること。</li><li>・身体的、精神的な発達や変化によって、不安や悩みが生じること。</li><li>・思春期における性ホルモンの分泌や体内環境の変化により、情緒が不安定になりやすい傾向があることを理解すること。</li><li>・思春期には、性に対する関心が高まったり、性衝動が生じたりする傾向があることを理解すること。</li><li>・性に関する心理的発達やそれによる不安や悩みについて理解し、個人的適応を図る必要があること。</li></ul>
社会的側面	<ul style="list-style-type: none"><li>・人間関係のマナーやエチケットとして、時と場、年齢に応じて、相手や周囲の人に不安感や不快感を与えない行動が必要であること。</li><li>・固定的な性役割観によって生じる性差別に気付くなど、性別にかかわらず人間として平等の立場で、互いの人格を尊重し合って生きていくことが大切であること。</li><li>・交際に関しては、適切な意思決定や行動選択の能力が必要であること。</li><li>・氾濫する性情報の中から正しいものを見極め、自分を大切にする行動を選び取ること。</li><li>・妊娠、出産には社会的な課題を伴うことがあること。</li><li>・家族計画を踏まえ、妊娠・出産・子育てを行うことが大切であること。</li><li>・性には多様性があり、互いに尊重し合うことが大切であること。</li></ul>

2 「生命及び性に関する指導」の系統表（小学校）

	第1学年	第2学年	第3学年
生命の尊重	【道徳】D 主として生命や自然、崇高なものとの関りに関すること【生命の尊		
生物的側面	【特別活動】学級活動（2）ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成		
心理的側面	【道徳】A 主として自分自身との関りに関すること【個性の伸長】 【道徳】B 主として人との関りに関すること【友情、信頼】		
社会的側面	【道徳】A 主として自分自身との関りに関すること【節度、節制】 【道徳】B 主として人との関りに関すること【友情、信頼】		
			【道徳】B 主として人との関りに関すること 【相互理解、寛容】
	【道徳】C 主として集団や社会との関りに関すること 【公正、公平、社会主義】【家族愛、家庭生活の充実】		
	【生活】 自分自身の生活や成長に関する内容		【総合的な学習の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえ
	【特別活動】学級活（2）イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成		

第4学年	第5学年	第6学年	
【道徳】D 主として生命や自然、崇高なものとの関りに関すること【生命の尊			生命の尊重
【体育】G保健 (2)(イ)思春 期の体の変化	【理科】B (2)動物の誕 生	【体育】G保健 (3)病気の予 め	生物的側面
【特別活動】学級活動(2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成			
【道徳】A 主として自分自身との関わりに関する事【個性の伸			心理的側面
【特別活動】学級活動(2)イ よりよい人間関係の形成			
【体育】G保健 (2)(イ)思春 期の体の変化	【体育】G保健 (1)心の健康		
【道徳】A 主として自分自身との関わりに関する事【節度、節			社会的側面
【道徳】B 主として人との関わりに関する事【友情、信			
【道徳】B 主として人との関わりに関する事【相互理解、寛容】			
【道徳】C 主として集団や社会との関りに関すること 【公正、公平、社会主義】【家族愛、家庭生活の充実】			
【家庭】A(1)【自分の成長と家族・家庭生活】		【社会】(1) 我が国の政治の働	
【総合的な学習の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、 地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏ま えて設定すること			
【特別活動】学級活(2)イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成			

3 「生命及び性に関する指導」の系統表（中学校）

	第1学年	第2学年	第3学年
生命の尊重	【道徳】D 主として生命や自然、崇高なものとの関りに関すること【生命の尊		
生物学的側面	【保健体育】【保健分野】 (2) ア (イ) 生殖に関 わる機能の成熟		【保健体育】【保健分 野】(1) ア (オ) 感染症の予防  【理科】【第2分野】 (5) 生命の連続性
	【特別活動】学級活動 (2) ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応		
心理的側面	【道徳】A 主として自分自身との関わりに関する事【向上心、個性の伸		
	【特別活動】学級活動 (2) ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形 成 イ 男女相互の理解と協力		
	【保健体育】【保健分 野】(2) ア (エ) 欲求 やストレスへの対処と心		
社会的側面	【道徳】A 主として自分自身との関わりに関する事【節度、節制】		
	【道徳】B 主として人との関わりに関する事【友情、信頼】		
	【道徳】C 主として集団や社会との関りに関すること 【公正、公平、社会主義】【家族愛、家庭生活の充実】		
	【技術・家庭】【家庭分野】 A (1) 自分の成長と家族・家庭生活		
			【社会】【公民的分野】 A (2) 現代社会を捉え る枠組み C (1) 人間の 尊重と日本国憲法の基 本的憲俗
	【特別活動】学級活動 (2) ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形 成 イ 男女相互の理解と協力		
	【総合的な学習の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学 校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること		

## 資料4 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

【小学校学習指導要領（平成29年3月） 第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導】

### (1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

中学校では、これらに加えて以下に該当する生徒についても配慮が必要です。

【中学校学習指導要領（平成29年3月） 第1章 総則 第4の2 特別な配慮を必要とする生徒への指導】

### (4) 学齢を経過した者への配慮

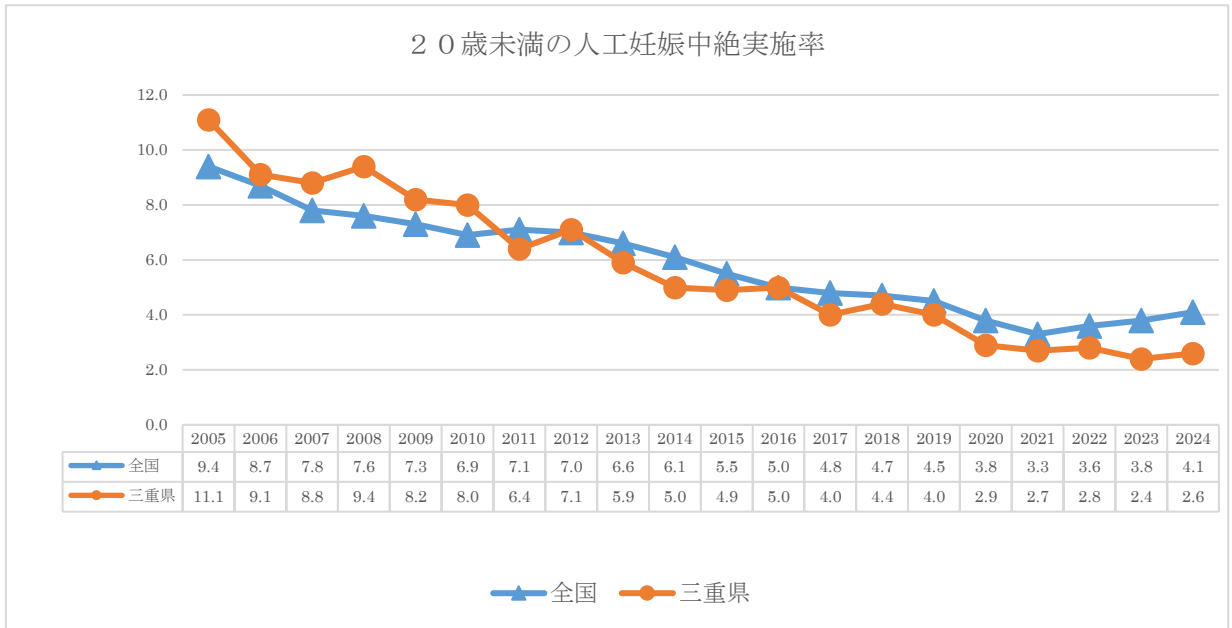
ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

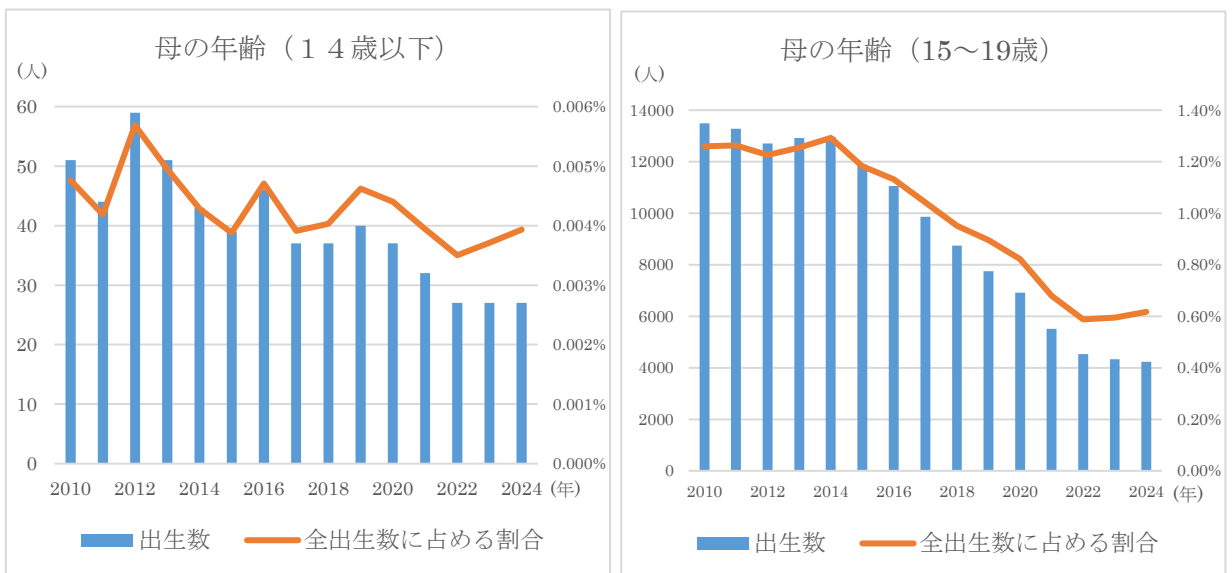
**資料5** 生命及び性に関する統計資料・相談機関

1 20歳未満の妊娠・出産

三重県における10代の人工妊娠中絶率は、全国と同様に減少傾向です。また、全国において、出生子の母の年齢が15～19歳である割合は減少傾向にある一方で、14歳以下である割合は、横ばいで推移しています。

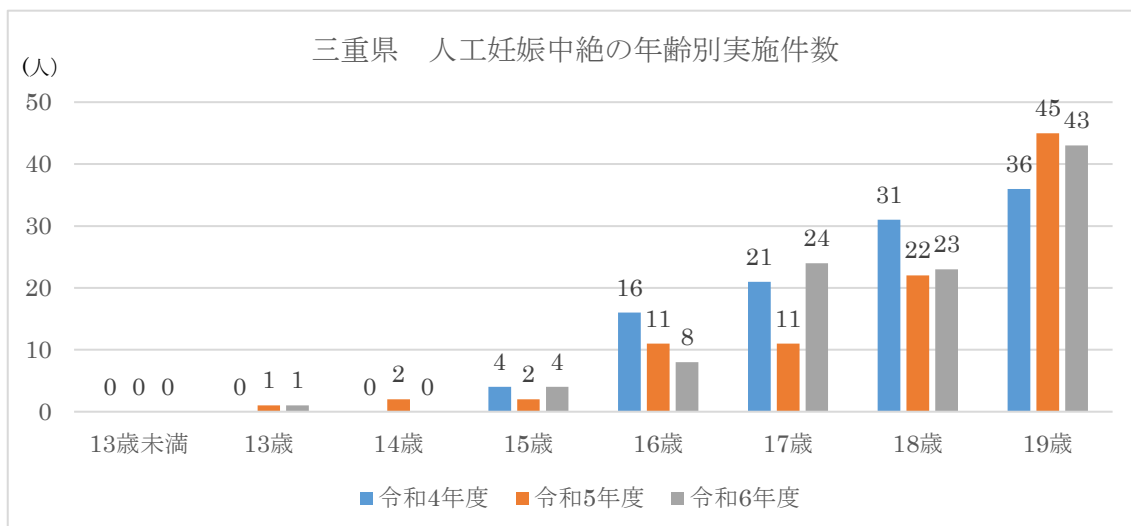


出典：「衛生行政報告例」厚生労働省



出典：「人口動態調査」厚生労働省

三重県の10代の人工妊娠中絶件数のうち、半数程度を高校生の年代が、約5%を中学生の年代が占めています。



出典：「衛生行政報告例」厚生労働省

厚生労働省「衛生行政報告例」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html>



厚生労働省「人口動態調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>



## 2 HPV（ヒトパピローマウイルス）とHPVワクチン

HPVは、疣贅（ゆうぜい；いぼ）などの良性疾患から子宮頸がんなどの悪性疾患まで、様々な疾患の原因となるウイルスです。

### （1）HPVの感染

HPVは感染しやすく、性交経験を有する人の大半が、生涯に一度はHPVに感染するといわれています。子宮頸部におけるHPV感染は無症候性で、ほとんどが無症状のまま1～2年で自然に消退しますが、一部は持続してがんのリスクを上げる場合があります。

## (2) HPVが原因となる疾患

米国の報告では、2012年～2016年に43,999例のHPV関連がんが報告され、そのうちHPVに起因する34,800例(79%)のがんの割合を部位別にみると、肛門周囲がん91%(男性89%、女性92%)、子宮頸がん91%、外陰部がん69%、膣がん75%、陰茎がん63%、中咽頭部がん71%(男性で73%、女性で63%)とされています。

## (3) HPVワクチン

HPVは男女ともに感染しますが、日本では子宮頸がんの予防を目的として、HPVワクチンが導入され、小学校6年生～高校1年生相当の女性を対象に定期接種化されています。また、男性に対するHPVワクチンの定期接種化については、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において審議が継続されています。

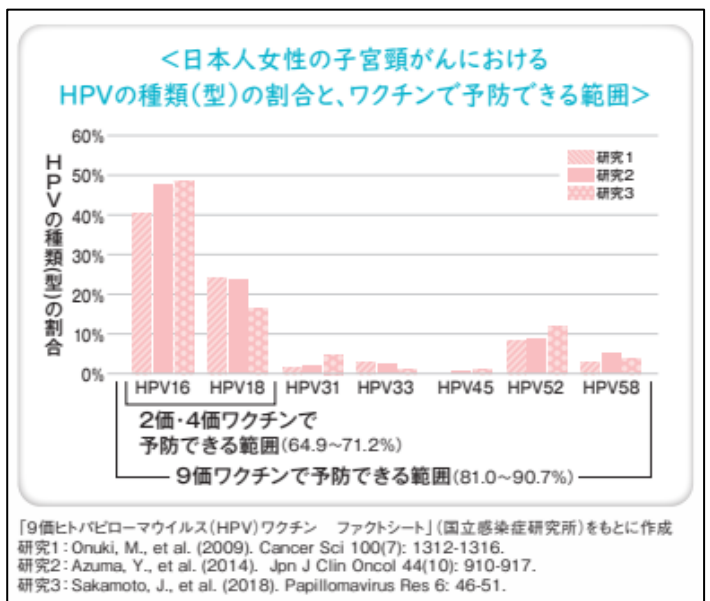


第31回厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会  
ワクチン評価に関する小委員会資料

## (4) HPVワクチンの効果

HPVワクチンは、子宮頸がんをおこしやすいHPV16型と18型の感染を防ぐだけでなく、肛門がんや尖圭コンジローマ等の予防効果も認められています。

HPVは性交渉で感染することから、ワクチンは初めての性交渉前に接種することが望ましいと考えられています。



### 3 性感染症

性感染症とは、「性的接触によって感染する病気」と定義されます。誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題です。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、正しい治療に結び付きづらい特性があります。感染を放置すると、不妊等の後遺症や生殖器がんの原因となります。特に、妊娠中の感染は、流産、早産、死産の原因となるだけでなく、胎児にも感染し、生まれてくる子どもに障害が残る場合もあります。

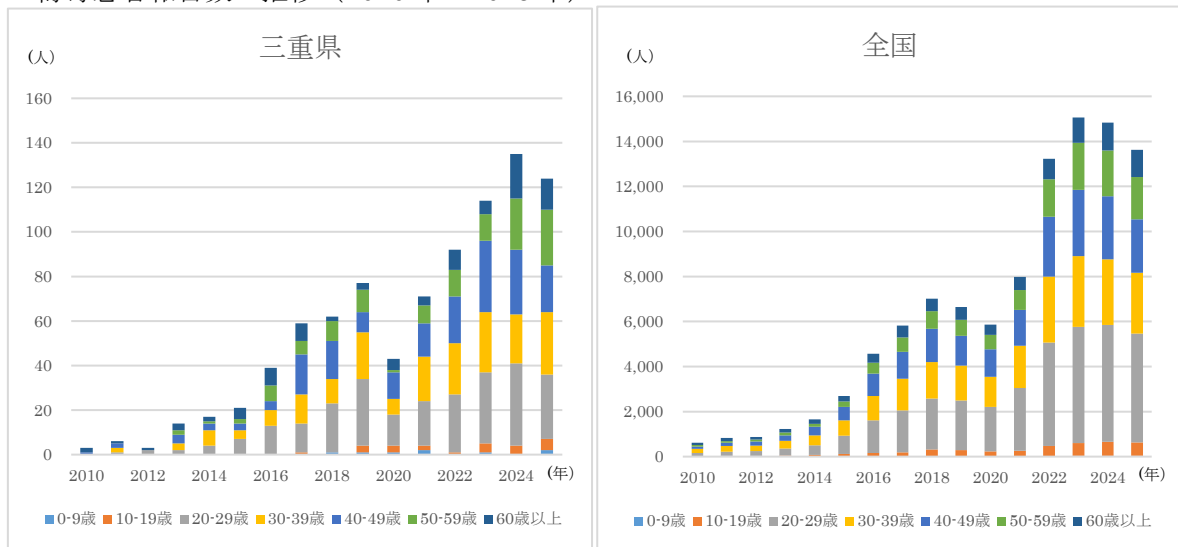
#### ■主な性感染症

病名	病原体
梅毒	梅毒トレポネーマ
後天性免疫不全症候群（エイズ）	ヒト免疫不全ウイルス（HIV）
ウイルス性肝炎	A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎ウイルス
淋菌感染症	淋菌
性器クラミジア感染症	クラミジアトラコマティス
性器ヘルペスウイルス感染症	ヘルペスウイルス
尖圭コンジローマ	ヒトパピローマウイルス（HPV）

#### （1）梅毒

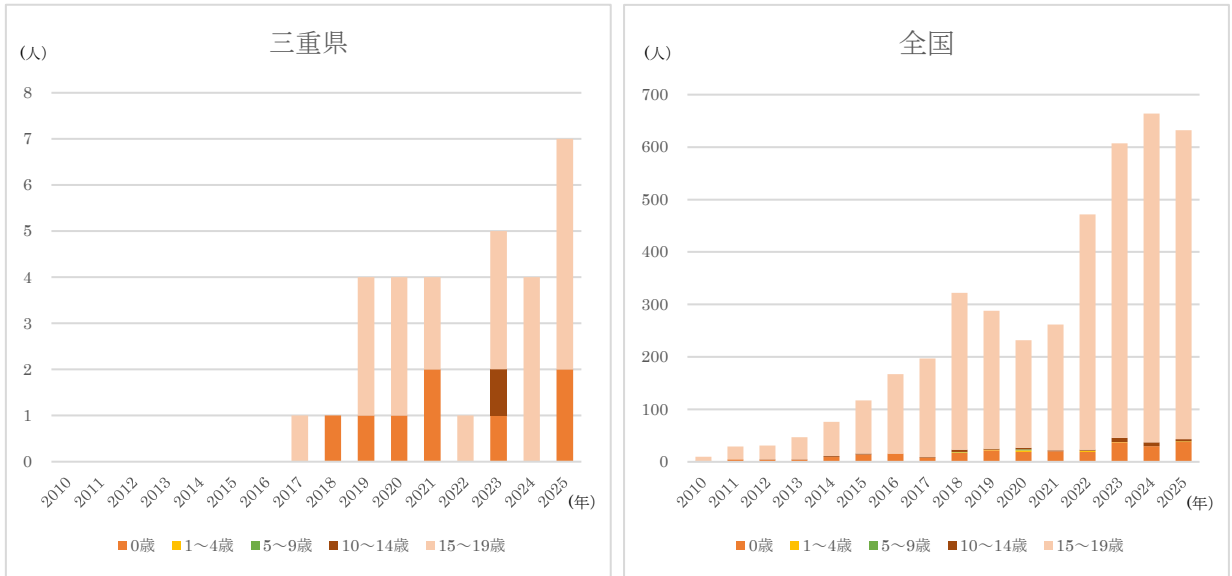
梅毒の報告数は2021年以降大きく増加しており、男性では20～50代、女性では20代で報告数が多くなっています。

#### ■梅毒患者報告数の推移（2010年～2025年）



出典：「感染症発生動向調査」（2025年は暫定値）厚生労働省

■ 20歳未満の梅毒患者報告数の推移（2010年～2025年）



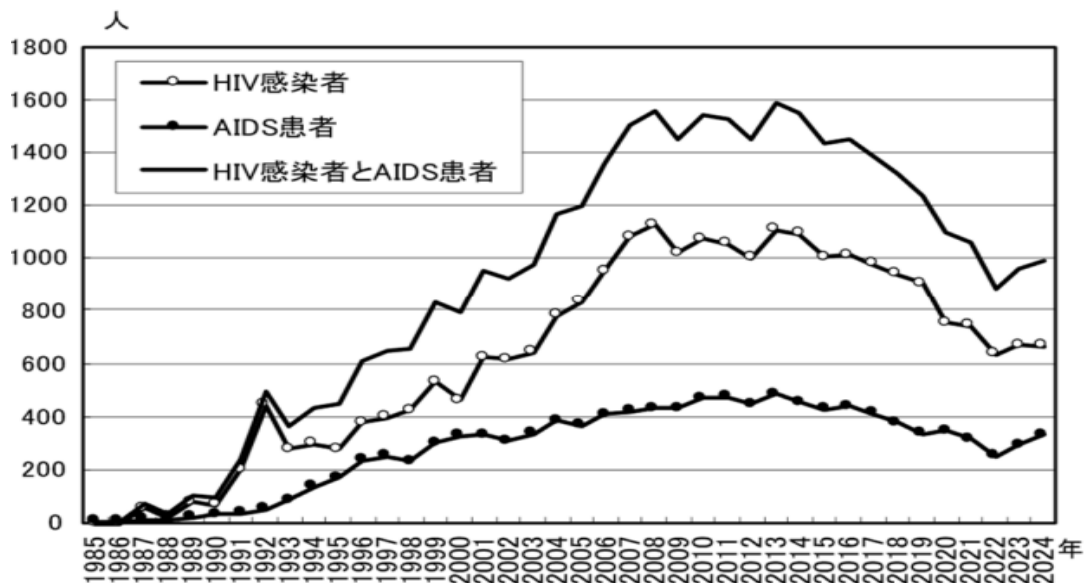
出典：「感染症発生動向調査」（2025年は暫定値）厚生労働省

(2) 後天性免疫不全症候群（エイズ）

HIV感染者及びAIDS患者新規報告数について、近年は減少傾向でしたが、2022年以降、特にAIDS患者報告数が増加しています。

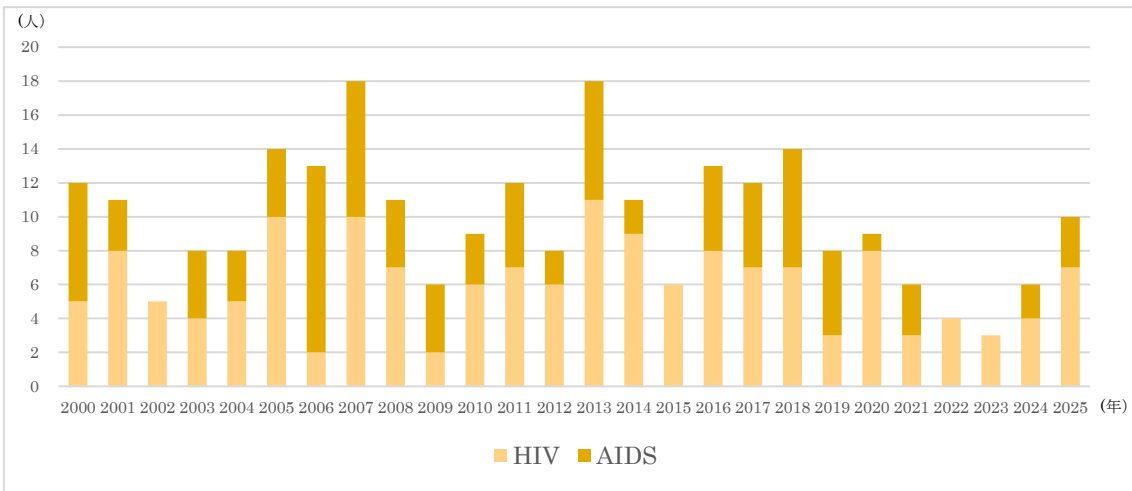
三重県においては、いきなりエイズ（診断時点でエイズを発症している）の割合が約4割であり、全国（約3割）より高く、早期発見の遅れが課題となっています。

■ HIV感染者及びAIDS患者の年間新規報告数の推移



出典：「令和6（2024）年エイズ発生動向年報」厚生労働省エイズ動向委員会

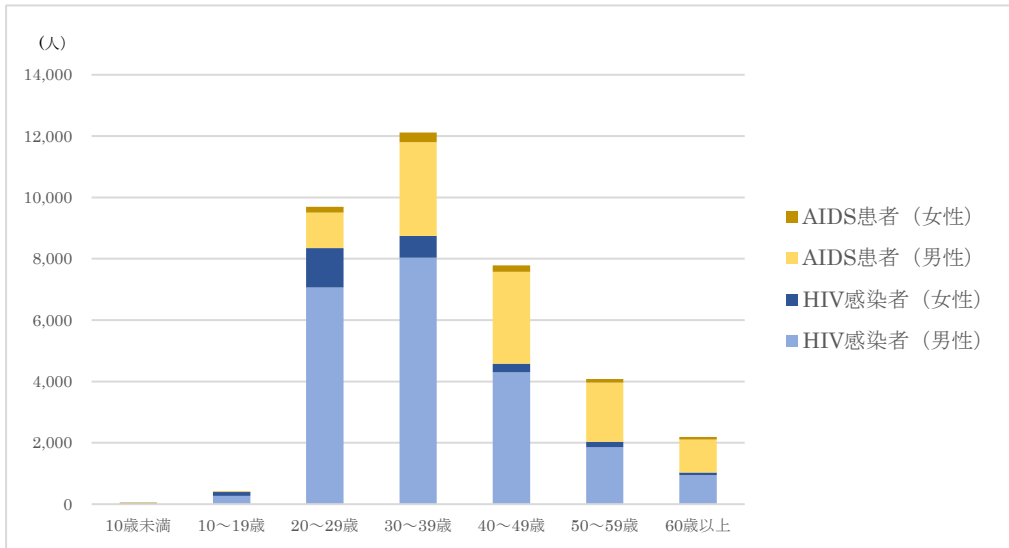
■三重県におけるH I V感染者及びA I D S患者報告数の推移



出典：厚生労働省エイズ動向委員会  
三重県感染症情報センター

新規H I V感染者は2 0～3 0代で、A I D S患者は3 0～4 0代での報告が多い傾向があります。

■性別・年代別 H I V感染者・A I D S患者数 (1 9 8 5～2 0 2 4 年累計)



出典：厚生労働省エイズ動向委員会

治療法の進歩により、H I Vに感染しても、感染の早期発見・早期治療によって、エイズの発症を防ぎ、感染していない人と同じくらい長く健康的な社会生活を送ることができるようになりました。

現在のH I V治療では、治療開始から約1～6か月で、血液中のH I Vが検出できない程度まで体内のウイルス量を減らすことができます。この状態が半年以上続くことを「Undetectable 検出限界値未満」と言います。検出限界未満となったH I V陽性者からは、性的接触によってH I Vが感染しないことも確認されています。このことは、Undetectable（検出限界）Untransmittable（H I V感染しない）、略して「U=U」

現状では、このようなエイズに関する状況の変化が正しく十分に伝わっているとは言えず、差別や偏見を招く要因の一つにもなっています。



厚生労働省「感染症発生動向調査」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/houkokusuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/houkokusuu.html)



厚生労働省「梅毒」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html)



厚生労働省「H I Vとエイズ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/index.html)



国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト「感染症発生動向調査週報」

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/>



エイズ予防情報ネット 日本の状況：エイズ動向委員会

<https://api-net.jfap.or.jp/status/japan/nenpo.html>



三重県感染症情報センター 疾患別情報（梅毒）

[https://www.kenkou.pref.mie.jp/disease\\_syphilis.html](https://www.kenkou.pref.mie.jp/disease_syphilis.html)



三重県感染症情報センター 疾患別情報（後天性免疫不全症候群）

[https://www.kenkou.pref.mie.jp/disease\\_aids.html](https://www.kenkou.pref.mie.jp/disease_aids.html)



U=U

<https://hiv-uujapan.org/>



#### 4 四日市市保健所の紹介

四日市市は、保健所政令市に指定されており、市が保健所を設置しています。



- ・ 感染症対策、相談、検査
- ・ こころの相談
- ・ 医療機関の開設許可
- ・ 食中毒の対応、飲食店の営業許可
- ・ 狂犬病予防、動物愛護 等



- ・ こどもの予防接種、健康診断
- ・ 成人の予防接種、がん検診
- ・ 健康教育 等

感染症の検査・相談については、全国の保健所で、H I V検査や性感染症の相談をすることができます。

#### 四日市市保健所の電話相談・検査



無料



匿名



予約不要

##### ■電話相談

日時	毎週月～金曜日	8:30～17:15
	※土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く	
電話番号	059-352-0595	

##### ■検査

血液を少量（約5ml）採取して、感染症に罹っているかどうか調べます。

日時	毎週水曜日	13:00～15:00
	毎月第4水曜日	13:00～15:00 及び 17:30～19:00
	※祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く	

場所 四日市市諏訪町2番2号 総合会館5階

検査項目 H I V、梅毒、B型・C型肝炎ウイルス

四日市市ホームページ「H I V/A I D S（エイズ）について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001004/index.html>



#### 全国の検査・相談施設について

H I V検査相談マップ

<https://www.hivkensa.com/>



H I V検査情報サーチ

<https://api-net.ifap.or.jp/prg/search/main.aspx?lic=0&ken=01&x=133&y=13>



施設によって、検査項目や、結果が分かるまでの日数等は異なります。



## 《参考資料・引用・参考文献等》

- 小学校学習指導要領及び解説 (平成29年7月 文部科学省)
- 中学校学習指導要領及び解説 (平成29年7月 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き  
(平成31年3月文部科学省)
- 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」  
(平成28年12月)
- 「教職員のための性に関する指導ハンドブック」  
(令和7年2月 奈良県教育委員会)
- 「性に関する指導の手引き よりよい生き方豊かな人間関係を目指して」  
(令和4年5月 高知県教育委員会)
- 「性教育の手引き」 (平成31年3月 東京都教育委員会)
- 性犯罪・性暴力対策の強化について (生命の安全教育)  
(令和3年文部科学省)
- 国際セクシュアリティ教育ガイダンス  
(平成30年 改訂版 翻訳SEXOLOGY 作成委員会)
- 子宮頸がんとその他のヒトパピローマウイルス (HPV) 関連がんの予防  
ファクトシート2023  
(令和5年国立がん研究センターがん対策研究所)
- 『小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ』  
(令和7年 厚生労働省)

## 「生命及び性に関する指導」ガイドブック 策定委員会名簿

所属及び役職			委員名 (敬称略)
1	三重北医療センター いなべ総合病院	産婦人科医師	川村真奈美
2	四日市看護医療大学	助産学教授	大林 陽子
3	三重西小学校	校長会代表	吉原 隆行
4	富洲原小学校	小学校教諭代表	松岡 弘高
5	西陵中学校	中学校教諭代表	櫻井 利充
6	笹川小学校	養護教諭代表	米倉 暁子
7	健康福祉部 保健予防課	主幹	大里 奈々
8	教育委員会 学校教育課	指導主事	木村 理恵
9	教育委員会 人権・同和教育課	指導主事	上野 藤子
10	教育委員会 教育推進課	課長	坂下 亮介
事務局	教育委員会 教育推進課	課付主幹	三谷 千尋